

## 工事請負契約における単品スライド条項の適用について

平成 20 年 10 月 22 日

最近の特定の建設資材価格の高騰を受け、本市発注の工事請負契約に関して、いわゆる「単品スライド条項」を国・県の通知を踏まえて以下のとおり運用します。

### 1 単品スライド条項

単品スライド条項とは、尼崎市工事請負契約第 26 条第 5 項において、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときに、契約金額の変更を請求することができるものと定められているものです。

### 2 対象資材

鋼材類及び燃料油等

### 3 対象工事

単品スライド条項の適用を申請することができる対象工事は、国の取扱いに準じ、適用開始日（平成 20 年 10 月 8 日）現在、残工期が 2 か月以上のものとします。

### 4 スライド額の算定

スライド額の算定については、受注者からの契約金額の変更請求に基づき、対象資材の価格上昇に伴う契約金額の増額分のうち対象工事費の 1 % を超える額を増額変更するものとします。

### 5 適用開始日

平成 20 年 10 月 8 日（水）

### 6 その他

詳細な運用手続きについては、工事担当課と協議されますようお願いいたします。

### （参考）

尼崎市工事請負契約書（抜粋）

#### 第 26 条

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

以 上